

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和6年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則3（料金についての経過措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額、附則3（料金についての経過措置）(3)に定める一括前払割引額ならびに附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則3（料金についての経過措置）(2)に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点第1位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
定額電灯 需要家料金 1契約につき	55.00		5.00	
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	169.19	(▲0.60)	15.38	(▲0.06)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	288.88	(▲1.19)	26.26	(▲0.11)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	528.26	(▲2.38)	48.02	(▲0.22)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	767.65	(▲3.56)	69.79	(▲0.32)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,246.41	(▲5.94)	113.31	(▲0.54)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,246.41	(▲5.94)	113.31	(▲0.54)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	449.41	(▲1.43)	40.86	(▲0.13)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	807.51	(▲2.86)	73.41	(▲0.26)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807.51	(▲2.86)	73.41	(▲0.26)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	328.08	(6.66)	29.83	(0.61)
	29.80	(▲0.20)	2.71	(▲0.02)
従量電灯 B 基本料金 契約電流10アンペア 契約電流15アンペア 契約電流20アンペア 契約電流30アンペア 契約電流40アンペア 契約電流50アンペア 契約電流60アンペア 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロ ワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき 最低月額料金 1 契約につき	311.75 467.63 623.50 935.25 1,247.00 1,558.75 1,870.50	(16.51) (24.77) (33.02) (49.53) (66.04) (82.55) (99.06)	28.34 42.51 56.68 85.02 113.36 141.70 170.05	(1.50) (2.25) (3.00) (4.50) (6.00) (7.50) (9.01)
	29.80	(▲0.20)	2.71	(▲0.02)
	36.40	(▲0.20)	3.31	(▲0.02)
	40.49	(▲0.20)	3.68	(▲0.02)
	328.08	(6.66)	29.83	(0.61)
従量電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き 電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロ ワット時につき 120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき 300キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	311.75	(16.51)	28.34	(1.50)
	29.80	(▲0.20)	2.71	(▲0.02)
	36.40	(▲0.20)	3.31	(▲0.02)
	40.49	(▲0.20)	3.68	(▲0.02)
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場 合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	10.51 21.03 21.03 210.42 210.42	(▲0.04) (▲0.08) (▲0.08) (▲0.76) (▲0.76)	0.96 1.91 1.91 19.13 19.13	(0.00) (▲0.01) (▲0.01) (▲0.07) (▲0.07)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
臨時電灯B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	342.92	(18.16)	31.17	(1.65)
電力量料金 1キロワット時につき	44.54	(▲0.22)	4.05	(▲0.02)
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	342.92	(18.16)	31.17	(1.65)
電力量料金 1キロワット時につき	44.54	(▲0.22)	4.05	(▲0.02)
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	49.50		4.50	
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	157.01	(▲0.60)	14.27	(▲0.06)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	270.02	(▲1.19)	24.55	(▲0.11)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	496.02	(▲2.38)	45.09	(▲0.22)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	722.03	(▲3.56)	65.64	(▲0.32)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,174.04	(▲5.94)	106.73	(▲0.54)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,174.04	(▲5.94)	106.73	(▲0.54)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	417.43	(▲1.43)	37.95	(▲0.13)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	747.92	(▲2.86)	67.99	(▲0.26)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	747.92	(▲2.86)	67.99	(▲0.26)
公衆街路灯B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	284.25	(16.51)	25.84	(1.50)
電力量料金 1キロワット時につき	29.97	(▲0.20)	2.72	(▲0.02)
最低月額料金 1契約につき	317.08	(6.66)	28.83	(0.61)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,098.05	(16.51)	99.82	(1.50)
電力量料金 1キロワット時につき				
夏季料金	27.14	(▲0.35)	2.47	(▲0.03)
その他季料金	25.57	(▲0.35)	2.32	(▲0.04)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	273.28 (▲2.06)	24.84 (▲0.19)
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき	32.57 (▲0.42)	2.96 (▲0.04)
夏季料金	30.68 (▲0.42)	2.79 (▲0.04)
その他季料金		
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	473.84 (17.38)	43.08 (1.58)
電力量料金 1キロワット時につき	22.89 (▲0.35)	2.08 (▲0.03)
夏季料金	21.71 (▲0.35)	1.97 (▲0.04)
その他季料金		

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則3 (料金についての経過措置) (1)に定める電化厨房住宅割引上限額

単位	電化厨房住宅 割引上限額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	550.00	50.00

(3) 附則3 (料金についての経過措置) (2)に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	55	5

(4) 附則3 (料金についての経過措置) (3)に定める一括前払割引額

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき		
1年型	11.00	1.00
半年型	8.80	0.80

(5) 附則5 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
最低料金 1契約につき最初の8キロワット時 まで	317.08 (6.66)	28.83 (0.61)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	29.97 (▲0.20)	2.72 (▲0.02)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(6) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力				
0.5キロワット	5,234.96	(▲8.64)	475.91	(▲0.78)
1キロワット	7,938.94	(▲17.31)	721.72	(▲1.58)
2キロワット	13,020.48	(▲34.29)	1,183.68	(▲3.12)
3キロワット	18,154.07	(▲51.60)	1,650.37	(▲4.69)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,703.94	(▲17.31)	336.72	(▲1.58)
30日をこえる1日につき 契約電力				
0.5キロワット	58.27	(▲0.29)	5.30	(▲0.02)
1キロワット	101.09	(▲0.58)	9.19	(▲0.05)
2キロワット	202.29	(▲1.14)	18.39	(▲0.10)
3キロワット	300.07	(▲1.72)	27.28	(▲0.16)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	92.29	(▲0.58)	8.39	(▲0.05)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(7) 附則7（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,155.84	(17.38)	105.08	(1.58)
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	473.84	(17.38)	43.08	(1.58)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載